



鳥取県公報

平成12年1月21日(金)

号外第3号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則の一部を改正する規則 (児童家庭課) 1

——公布された規則のあらまし——

◇鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則の一部を改正する規則

- 1 知事が別に定める額を利用料金とする期間を平成12年3月18日から同年4月28日までとすることとした。(附則第2項、第3項関係)
- 2 鳥取砂丘こどもの国を利用する者に交付する書面を許可書から通知書に改めることとした。(第5条、様式第2号関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第1号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則(平成11年鳥取県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(入園券の交付等)」に改め、同条中「入園券を」の後に「交付し」を加え、「による許可書を交付する」を「により通知する」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 3 条例附則第2項の規則で定める日は、平成12年3月18日とする。
 - 4 条例附則第3項の規則で定める日は、平成12年4月28日とする。
- 様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第5条関係)

第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名 印

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国利用について(通知)

年 月 日付けで申込みのあったことについては、次のとおりとしたので通知します。

利 用 目 的					
利 用 施 設					
利 用 期 間	年 年	月 月	日 日	時 時	分から 分まで
利 用 人 員	内 訛	男	女	計	
	幼 児	人	人	人	
	児童又は中学校の生徒	人	人	人	
	高等学校の生徒、学生又は一般人	人	人	人	
設備利用の有無	有()・無				
利 用 責 任 者	(氏 名)				
利 用 料 金	円(設備利用料は含まない。)				
利 用 の 条 件					

様式第3号中「利用許可変更申込書」を「利用変更申込書」に、「利用許可事項」を「利用」に、「許可年月日」を「通知の年月日」に、「添付書類 変更に係る利用許可書」を「変更に係る利用の通知書を添付すること。」に改める。

様式第4号中「許可年月日」を「通知の年月日」に、「添付書類 辞退に係る利用許可書」を「辞退に係る利用の通知書を添付すること。」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則による改正後の鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。